

「メトコナゾール」の食品衛生法（昭和22年法律第233号）第7条第1項の規定に基づく、食品中の残留基準設定に係る食品健康影響評価について

## 1．経緯

平成16年1月16日付けで農林水産省から、農薬取締法に基づく登録に係る申請があった旨の連絡のあった「メトコナゾール」について、食品衛生法第7条の2の規定に基づき、農林水産大臣に対し資料提供につき協力要請を行ったところ、平成16年2月6日付けで資料を入手したことから、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

## 2．品目の概要

本薬は、殺菌剤であり、小麦、かんきつ類への適用が申請されている。

FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていないが、ヨーロッパ諸国、アフリカ諸国、中米諸国、南米諸国等 30 カ国以上で農薬としての登録、販売がなされている。

## 3．今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において「メトコナゾール」の食品中の残留基準設定について検討する。